

救助対策部会 令和6年度事業実績

1 救助活動状況

令和6年度の旭川方面管内における山岳遭難の発生は、50件（前年同期比+5件）、遭難者67人（前年比+14人）で、発生件数、遭難者数ともに前年度より増加した。

バックカントリースキー中の遭難については23件（前年比+13件）発生しており、依然として発生は多く、遭難原因の多くは道迷いである。

バックカントリースキーを目的に来日した外国人による遭難が例年多発しているが、令和6年度は外国人の遭難者が全体の約75パーセントを占め、前年比で約5倍に急増した。

警察による救助活動は、救助隊やヘリによる救助活動を実施しているが、遭難者の位置情報が明確で、かつ天候が良い場合は、ヘリにより短時間で遭難者を救助することが可能であるが、遭難者の居場所が判然としない場合や悪天候等でヘリが飛行できない場合は、地上部隊のみの活動となるため、救助するまでに相応の時間を要する場合がある。

（別添資料「山岳遭難発生状況」参照）

2 救助体制等の整備・強化

過去に大雪山系及び十勝連峰において冬山遭難が相次いで発生したことを受け、平成19年度以降は

- 遭対協3部会及び関係支部並びに関係機関連絡系統の整備
- 関係支部救助体制と冬季救助対策装備の資料化、相互協力体制の確立
- 主要山系における山系別救助協力者のデータ化推進と連絡体制の確立

を推進しているが、令和6年度も事業を継続し、山岳遭難発生時における各部会及び関係支部等との連携強化及び、迅速・的確な救助活動を推進した。

3 山岳傷害保険の加入

山岳救助活動等に出動した遭対協救助隊員が、二次遭難等に遭遇した場合の補償として、各地方遭対協との合同事業として傷害保険に継続加入した。

4 救助活動用装備品の整備

各支部における装備品の確認を実施するとともに、必要な救助活動用装備品の希望調査を行い、装備品を整備した。